

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年7月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300745号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年7月8日は68万6,000円、平成28年12月2日は90万円に訂正することが必要である。

平成27年7月8日及び平成28年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月8日及び平成28年12月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月8日
② 平成28年12月2日

A社から支払われた平成27年7月8日及び平成28年12月2日の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書により、請求者はA社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は68万6,000円、請求期間②は90万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400063号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①及び②の賞与支払年月日を平成26年8月31日及び同年12月31日とし、標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成26年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月
② 平成26年12月
③ 平成28年8月

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成26年8月及び同年12月に支給された賞与について、賞与明細を見ると厚生年金保険料が控除されているのに年金記録に反映されていない。

また、B社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成28年8月に支給された賞与についても、賞与明細書を見ると厚生年金保険料が控除されているのに年金記録に反映されていない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細、給与所得の源泉徴収票及び年末調整明細書並びに同僚から提出された賞与明細から判断すると、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払年月日については、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、賞与支払月は、同僚の陳述及びオンライン記録における請求者のA社に係る賞与の記録から8月及び12月、賞与支払日は賞与支払月の末日とし、それぞれ平成26年8月31日及び同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主に照会を行うも回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③について、請求者から提出された氏名欄に姓のみが記載された明細（余白には平成 28 年夏ボーナスと自筆あり）には、会社名や支給年月日の印字がないところ、当該明細は、同僚から提出された B 社の平成 28 年夏季に係る賞与明細とは様式が異なる。

また、請求者は、請求期間③に係る資料として、前述の明細のほか平成 28 年に係る A 社及び B 社の給与明細及び給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、源泉徴収票における支払金額及び社会保険料等の金額は、当該給与明細により確認又は推認できる年間の総支給額（交通費を除く。）及び社会保険料控除額の合計額と一致又はおおむね一致しており、これらの資料からは請求期間③に係る賞与の支払及び厚生年金保険料控除はうかがえない。

さらに、B 社の事業主あてに照会したものの回答が得られず、このほか、請求者の請求期間③における賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間③において B 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400112号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400016号

第1 結論

昭和56年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和61年3月まで

私が20歳となった昭和56年*月から昭和61年4月1日に就職するまでの大学生であった期間について、父が、私の国民年金に係る通知が届いたことに応じて加入の手続きを行い、私が年金を受け取る時に額が少なくならないように国民年金保険料を全額納付しておいたと明言していたことを記憶している。

しかし、年金記録において、請求期間の国民年金の加入記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において大学生であったと陳述しているところ、請求者又は請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住民票上の住所地であったとするA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できなかったことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付は、父が行ってくれた旨主張し、自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていない旨陳述しているところ、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の住民票上の住所地はA県B郡C町(現在は、D市)であった旨陳述しているところ、D市は、請求者の国民年金の加入に係る資料(被保険者名簿、加入届書の控え等)は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300896号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400017号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和58年3月まで

母は、私が20歳となったことを契機に、昭和55年*月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和58年4月に就職するまでの大学生であった期間について、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、母は、姉の国民年金保険料も納付しており、姉の年金記録において、請求期間は国民年金保険料納付済期間と記録されている。

しかし、私の年金記録において、請求期間の国民年金の加入記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間において大学生であったと陳述しているところ、請求者又は請求者の母が当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)とは別の記号番号が住所地の市町村において払い出される必要があることから、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が当該期間当時の住所地であったと陳述するA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者又は請求者の母は、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、自身の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付は母が行ってくれた旨主張し、自身で国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付は行っていない旨陳述しているところ、請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者の記号番号は、請求者に係る国民年金マスターチェックリストの資格履歴の届出日の記録及びオンライン記録における国民年金第1号被保険者の資格取得に係る処理年月日の記録から、平成6年7月頃に行われた加入手続きにより払い出されたものと推認できるところ、前述のとおり、請求期間については国民年金に任意加入する期間となり、任意加入被保険者は、制度上、加入手続きを行った日に国民年金の被保険者資格を取得することとなるため、請求者は、上記国民年金の加入手続き時点において、遡って国民年金の被保険者資格を取得し国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400071号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400035号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年5月頃から平成20年7月1日まで
② 平成21年5月1日から同年9月頃まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店における被保険者期間が平成20年7月1日から平成21年5月1日までとなっているが、同社には平成16年5月頃から平成21年9月頃まで勤務していたので、同社における資格取得年月日及び資格喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、平成16年5月頃からA社B支店に勤務していた旨主張しているが、雇用保険の記録によると、A社における請求者の資格取得年月日は厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同じ日の平成20年7月1日となっている上、同社は、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答しており、同社から請求者の請求期間①における勤務実態等を確認することができない。

また、請求者が主張する勤務期間にA社B支店における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会を行い、複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態について回答は得られず、これらの者から請求者の請求期間①における勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の回答があった複数の者は、A社B支店では入社日から厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入していない期間は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答していることを踏まえると、請求期間①当時の同社において、全ての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、平成21年9月頃までA社B支店に勤務していた旨主張しているが、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合する平成21年4月30日となっている上、同社は、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず

不明である旨回答しており、同社から請求者の請求期間②における勤務実態等を確認することができない。

また、請求者が主張する勤務期間にA社B支店における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会を行い、複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間②における具体的な勤務実態について回答は得られず、これらの者から請求者の請求期間②における勤務実態等を確認することができない。

さらに、C市の回答によると、請求者は、請求期間②において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400036号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和3年5月1日)及び取得年月日(同年10月1日)を取り消し、令和3年5月から同年8月までの標準報酬月額を47万円及び同年9月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

令和3年5月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年5月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年5月1日から同年10月1日まで

私は、A社において令和3年1月14日から令和5年7月31日まで継続して勤務したが、同社が厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を誤って令和3年5月1日とする届出を行った。その後、同社は、資格喪失年月日を令和5年8月1日に訂正する届出を行ったが、保険料徴収権の時効が経過していたため、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間も同社に在籍しており、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を保険給付の計算の基礎となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された給与明細書、賃金台帳及び労働条件通知書兼就業条件明示書、同社の事務担当者の陳述並びに請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者が請求期間において、同社に継続して勤務又は在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和3年5月から同年8月までは47万円及び同年9月は53万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は納付した旨回答しているが、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出た後、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の資格喪失年月日を令和5年8月1日に訂正する届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400006号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400037号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月10日の標準賞与額を23万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月10日

私は、平成19年4月から平成23年3月までの4年間、A社B支店でC職として勤務していたが、同社から支払われていた賞与のうち、請求期間の賞与だけが厚生年金保険料を控除されていなかった。

私の当該賞与に係る厚生年金保険料について、A社に納付を求めるとともに、私が負担すべき保険料についても納付する意向があるので、請求期間について、標準賞与額の記録として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る自身が負担すべき保険料について納付する意向がある旨主張しているが、厚生年金保険法第92条第1項において、保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されており、本件訂正請求書の受付日において、年金事務所は、事業主から請求期間に係る保険料を徴収することはできない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間当時における賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）及び源泉徴収票並びに日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められるが、賞与明細書によると厚生年金保険料が控除されておらず、A社も厚生年金保険料を控除していないと回答しており、このほかに、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる資料は見当たらないことから、請求期間について、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

一方、前述の賞与明細書において、請求期間に支払われた賞与額が確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、23万8,000円とすることが妥当である。

ただし、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されていることから、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。